

第 2 1 1 回

杉並区都市計画審議会議事録

令和 8 年 (2026 年) 3 月 25 日 (水)

会議名		第 211 回杉並区都市計画審議会
日時		令和 8 年(2026)年 3 月 25 日(水) 午前 10 時～午前 11 時 27 分
会場		区役所中棟 6 階 第 4 会議室
出席者	委員	〔学識経験者〕 中井・河島・米田 〔区 民〕 二見・渡辺・小野・江島・佐藤 〔区議会議員〕 てらだ・鈴木・井口・そね・小池・斉藤・浅井 〔関係行政機関〕 田中
	説明員 (区)	〔都市整備部〕 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・ 参事(道路担当)・管理課長・土木管理課長・ みどり施策担当課長 〔環 境 部〕 環境部長・環境課長
傍聴	申請	7 名
	結果	7 名
議事日程		1 審議会成立の報告等 2 委員委嘱に伴う新委員の紹介 3 開会宣言 4 傍聴の確認 5 署名委員の指名 6 議題の宣言 7 議事 〔報告事項〕 報告 1 「杉並区みどりの基本計画」の改定案について 8 事務局からの連絡 9 閉会の辞
審議結果		—
配付資料		◎次第 ◎議案資料 〔報告事項 1〕 ・「杉並区みどりの基本計画」の改定案について ・別紙 1 杉並区みどりの基本計画(案)の概要 ・別紙 2 杉並区みどりの基本計画(案)

第211回杉並区都市計画審議会

(午前10時00分 開会)

石森管理課長

それでは、皆さんおはようございます。定刻となりましたので、会を始めさせていただきたいと思っております。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。都市整備部管理課長の石森でございます。

審議会の開会に先立ちまして、審議会成立の報告等についてご連絡をさせていただきます。

まず、傍聴人の皆様にご連絡がございます。傍聴の方で、録音・撮影を申し出ている方は、杉並区都市計画審議会傍聴基準に基づき、審議会の許可があった後に録音・撮影を開始するようにお願いいたします。

本日は、委員21名のうち、現在16名の委員の方にご出席いただいております。開会要件である委員半数以上の出席を満たしており、本会が有効に成立していることをご報告いたします。

次に本日の資料ですけれども、あらかじめお送りしてございます。ご持参いただいておりますでしょうか。よろしいでしょうか。

最後に、今回は会場設備の都合で、マイクがお一人ずつご用意できないため、ご発言いただく際には事務局職員がマイクをお渡しいたします。ご発言終わりましたら、事務局職員にマイクをお戻しいただきますようお願いいたします。

続きまして、委員委嘱に伴う新委員の紹介をさせていただきます。

昨年ご逝去された武者委員の後任について、杉並区障害者団体連合会から新たな委員の推薦を頂きました。佐藤一人委員でございます。委嘱状は席上配付とさせていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。

また、令和8年3月9日付で杉並警察署の人事異動がございまして、新たに鈴木俊輔署長が着任されましたが、現在委嘱手続中のため、ご紹介は後日とさせていただきます。

それでは、会長より開会宣言をお願いいたします。

中井会長

皆さん、おはようございます。

ただいまから第211回杉並区都市計画審議会を開会いたします。本日も円滑な議事進行にご協力よろしくをお願いいたします。

まずは、新たな委員の委嘱がございましたので、議席を決定いたします。都市計画審議会条例施行規則第4条で「議席は会長が定める」となっております。したがって、議席につきましては、現在お座りいただいている席を議席といたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、傍聴の確認を行います。

本日の傍聴について、事務局よりまずご報告をお願いいたします。

石森管理課長 本日は7名の方から傍聴の申出がありまして、受付をしております。また、傍聴人のうち5人の方から、録音・撮影の許可願いが出ている状況でございます。

中井会長 本日7名の方から傍聴の申出があり、うち5名の方から会議を記録するための録音・撮影の許可願いが出されております。したがって、委員の皆様にお諮りをしたいと思います。傍聴人の方からの録音・撮影の申出について、これを許可するというご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中井会長 ありがとうございます。それでは、録音・撮影を許可するものいたします。傍聴人の方は注意事項に従いまして、録音・撮影をその場でということだったと思いますので、行っていただければと思います。

次に、本日の会議記録の署名委員でございます。私のほか、小池めぐみ委員をお願いしたいと思います。よろしいですか。

小池委員 はい。

中井会長 よろしく申し上げます。

それでは、議題の宣言でございます。次に、事務局より議題の宣言をお願いいたします。

石森管理課長 本日の議題につきましては、報告案件が1件となっております。「杉並区みどりの基本計画」の改定案についてです。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

中井会長 本日は報告事項1件ということで、「杉並区みどりの基本計画」の改定案についてでございます。

まずは、事務局より資料説明をお願いいたします。

中村みどり施策担当課長 みどり施策担当の中村と申します。私からは「みどりの基本計画」の改定案について、説明させていただきます。

「杉並区みどりの基本計画」については、令和5年度より「みどりの基本計画検討委員会」を立ち上げ、学識経験者及び公募区民等の意見を聴取するなど、改定に向けて検討を行ってきたところでございます。

令和6年度には、区において気候区民会議やグリーンインフラの推進が開始されるなど、みどりを取り巻く状況も変化してきました。さらに、今年度は区民参加型ワークショップを開催するなど、区民の視点を十分に反映することを重視してきました。それらを基本計画に反映させる作業をし、改定案を取りまとめましたので、改定に向けた取組を進めることとしています。

計画の位置づけですが、「杉並区基本構想」で掲げる区の将来像の実現に向けて、「杉並区まちづくり基本方針」などと整合を図りながら、緑地の保全や緑化の推進に係る計画として位置づけております。

計画期間としましては、おおむね20年後の未来を展望しながら、「まちづくり基本方針」との整合を図り、令和12年度までを計画期間とします。ただし、まちづくりの進捗状況や社会状況の変化等を踏まえて、必要に応じて計画を見直していくといった考えでございます。

別紙1を御覧ください。

将来像は「みどりが暮らしの中に息づくまち」とし、副題はグリーンインフラと協働の視点を考慮して、「みどりの力をみんなで育み未来へつなげよう」としています。

「改定の考え方」としましては、一人ひとりがみどりに関することを「じぶんごと」として認識し、みどりの価値を次世代に継承するものとしています。

「改定の視点」としましては、屋敷林など、受け継がれたまとまったみどりを守り、地域とともに住みよい環境を築く視点、公共のみどりを量・質ともに充実させる視点、グリーンインフラの視点、みどりを協働で守る視点を掲げております。この視点を持ってみどりの充実、活用、みどりへの行動という基本方針の下、27の取組体系としております。

現在、3月15日から4月14日まで、パブリックコメントを実施中でございます。その後、意見を反映させて、改定を完了する予定でございます。ホームページ等で公開する予定です。

私からは以上になります。

中井会長 ありがとうございます。ただいま別紙1をご説明いただいたという
ことによろしいですね。

中村みどり施策担当課長 はい。

中井会長 そのほか、本体として別紙2という大部の資料がつけられております。
それでは、ただいま説明のありました内容につきまして、質疑を含め、
ご意見のある委員はお願いをしたいと思います。なお、本件は報告事項
でございますので、審議会として意見集約は行いませんので、ご承知お
きいただければと思います。

それでは、ご発言を希望される方は挙手をお願いしたいと思います。

てらだ委員から順番にお願いできますでしょうか。

てらだ委員 よろしく申し上げます。幾つか質問をしたいと思います。

「みどりの基本計画」というのは「都市緑地法」と「杉並区みどりの
条例」に基づく法定計画ですが、大きな構想として中身を書かれている
部分が多くて、具体的な目標にどうつながっているのかというのがこれ
だけでは分からないと、この冊子を見て思いました。

この資料編に載っている実施計画とか方針は今回の基本計画に包含さ
れると3ページに書いてあるのですが、具体的な手順とかスケジュール
はどこでどう示されていくのかを教えてください。

中村みどり施策担当課長 今回、基本計画は、みどりに関する施策の方向性など、計画を
大きく位置づけているものでございます。先ほどご説明した中での27の
取組がありますけれども、それに対する実際の実効的な計画、具体的な
計画は、杉並区の総合計画・実行計画の中で具体的に落としていくと
いったことで、役割分担させていただいております。ここでは具体的な
ところまでは示しておりません。

中井会長 てらだ委員。

てらだ委員 分かりました。ありがとうございます。

84 ページから記載されている「前計画の評価」というところで、目標
と実績の間で行われた試行錯誤を経て、見えてきた具体的な課題が挙げ
られているのですが、その課題にどう対応していくのかが、対になって
答えているわけではないので分かりにくかったです。

例えば89ページの河川の親水施設は緑化が進んでいないというところ、
河川沿いの樹木は植え替えが難しく、緑化が進んでいないという課題に

ついて、河川は東京都が所管しているので難しい面があるとは思いますが、第2章の「みどりの現状と課題」の中にはそういうところが含まれていなくて、61 ページの取組には「要請する」と書かれています。

こういう具体的な課題の解決方法も、総合計画・実行計画に数値目標とか手順とかが示されていくと考えていいでしょうか。

中井会長 担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 具体的な河川のものに関しては、東京都と連携を重ねながら進めていきたいと思えますけれども、河川の維持管理、機能の部分は損なわないことが大前提でございますので、そこら辺を踏まえながら、みどりととの調和を図る。そういった連携をしていきたいと思っております。その中でどういう計画になるのかということも、東京都と協議を重ねながら進めていければと考えております。

中井会長 てらだ委員。

てらだ委員 あと、以前の計画だと、2032 年までに緑被率 25%を目指すという目標が示されていて、今回の計画でもそこから大きく変わらない、総合計画は変更しないものと記載があるのですが、2007年に21.84%だったものが2022年に21.99%となっていて、15年でほとんど変わらなかったところを、これからは着実に達成しようと思っているのだらうと思うのですが、実質的な目標達成のために新規事業というよりは継続とか拡充の事業が多いと思うので、どういう見通しを持っているのかお聞かせください。

中井会長 担当課長。

中村みどり施策担当課長 ご指摘のとおり緑被率、みどりの量を増やすのは、現在の住宅都市である杉並区においてはかなり難しい状況にはあり、過去の緑被率を見ると大体横ばいになっているという状況にあります。

中を見ますと、実際は屋敷林とか農地とかの減少はあるものの、その減少だけではなく、今、緑化計画で新しく家を建てる際に緑化指導をさせていただいています。減るだけではなくて、そういった緑化指導をすることで横ばいになっていますので、引き続き緑化指導は続けていながら、みどりの量を確保していきたいと思っております。

さらに量を増やすところにおいても、ただ単に何もしないというわけ

ではなくて、ここの指標においては公園用地の確保や、先ほど申し上げた緑化指導、そういったところを区、公共では重視しながら、ただし、公共だけでは難しい面はあると思いますので、今回の「みどりの基本計画」のテーマであります区民の皆様と協働でやっていくような形が、量を確保するキーポイントかなと思っております。

中井会長 てらだ委員。

てらだ委員 32 ページの緑視率について、視野に占める樹木などのみどりの面積と用語解説されているのですけれども、平均緑視率の目標も 25%で、気候国民会議では緑視率 30%のモデルエリアづくりをしてはどうかみたいな提案が出ていると思うのですが、こういうのはすぐに取り入れて実行されるのかということと、あと総計・実計に盛り込むものとしてはどういう取組を考えているのか教えてください。

中井会長 担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 平均緑視率は、委員おっしゃるように、気候国民会議で話題になり、議論があったところです。

気候国民会議では 30%とありますけれども、国交省では「歩きたくなるまち」という指標で、都市部では 25%という目安が1つありますので、今回 25%と記載させていただきました。

この緑視率を目指すところにおいても、まずは緑視率を知っていただかないと進まないところもありますので、学校の出前授業や各種イベントで緑視率を広く周知させていただきながら、区民の皆さんと一緒に、主体的になれるようなワークショップ等を考えながら進めていければと考えています。

中井会長 てらだ委員、どうぞ。

てらだ委員 32 ページには枠が描いてあって、図で分かりやすいと思ったので、そういうイベント的に知ってもらう機会をつくったらいいのかなと思いました。

あと、杉並区にはユネスコスクールに指定されている小中高が1校ずつあります。そこの児童、生徒たちは、学年ごとにテーマとなっていることを1年かけて掘り下げて、研究したりしています。この間、小学校の報告会に参加させてもらったときに、小学校5年生のテーマが環境で、川でゴミを拾ってきて分別したりとか、物価高対策として畑を耕して野

菜を地産地消にすれば安くなるのではないかという提案が出ていたりとか、すごく面白かったです。

こういう取組を行っている学校に協力してもらって、それを足がかりにコミュニティースクールという観点からも連携してできることがあるのではないかと思ったのですが、その辺、見解を聞かせてください。

中井会長 担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 委員おっしゃるように、学校という場所は、もちろん子どもたち、生徒たちがいらっしやいますけれども、そのほか地域の方々が学校を支える地域支援本部があります。そういったところと一緒に連携して、今、委員おっしゃるような環境学習の取組、学校というフィールドもありますので、その中でビオトープを作ったり雨庭を作ったり、そういったみどりに関する環境教育をすることによって地域にも広がってくることを狙いながら進めていければということを考えております。

中井会長 ありがとうございます。終わりですか。

てらだ委員 あと意見だけ。

出された方針は自然環境そのものの認識を捉え直すというか、機能を人間の生活に活用しようというグリーンインフラの視点が盛り込まれていると思います。これで住宅都市である杉並区にみどりを回復していこうということはすごく理にかなっているのではないかと思って、これが方針に基づいて具体的に手順とスケジュール、今年はこれをやって、来年はこれをやって増やしていくのだというところが具体的に出てくることを注視していきたいと思います。

そうした中で、樹木の更新を合理的に進めていこうとしても、思い入れのある桜の木を切りたくないとか、学校を改築する際に卒業生が植えた記念樹を切らないでほしいというところはあると思うのです。そういう世代を受け継いで慈しんできた樹木とか植物へ感情移入している部分は、みどりを大切に引き継いで育てていくという行動につながる感情だとも思うので、こういうところはすごく大事しなければいけないと思っています。

地域の歴史的、文化的背景も含めて、住民同士が本当に語り合いながらみどり豊かなまちを一緒につくっていこうというところ、今おっしゃっていただいたので大丈夫だと思うのですが、そういうところをす

ごく後押ししてほしいということを意見として出させていただきます。

中井会長

ありがとうございました。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

よろしく願いいたします。私からはこの計画を立ててどんな取組をしていくか、そして次の世代にみどりをいかに残していくかという取組の目的は理解しておりますが、この取組をするためというのが目的。その以前になぜその取組をするのか、なぜみどりが大事なのかということ、次の世代を担う子どもたちにどう伝えていくかというのはすごく大事だと思っています。

私たち大人は、子ども時代に自然の中で遊んだ経験とか、みどりの中で休んだときに心理的にほっとしたりとか、そういういろいろな経験がしっかりとあるので、大事だということが本当に分かっているのですが、例えば幼稚園のお子さんであったり小学校低学年であったりという方は、これからそれを経験していくところなので、先ほどもありましたとおり、特に学校の中でみどりがしっかりとあれば、わざわざ休日に出かけなくとも、その中に生態系がある、ビオトープですとか、その辺りがすごく大事だと思っております。

学校の中の緑化副読本とかを作っていただくということですが、なぜみどりが大事なのか。自分のこととして考えるときに、そこをしっかりと、みどりを残さなければいけないということが目的ではなくて、自分にとってなぜみどりが大事なのかということが一番伝えていってもらいたいと思います。子どもたちだけではなくて、一人一人の自分のこととするためには、なぜそもそもみどりは大事なのかということ、一番初めに「これは私のことだ」と思えるような書き方をしていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

中井会長

担当課長

中村みどり施策担当課長 委員おっしゃるように、みどりが大事といったことは、なかなか数字では測れないところもあるかもしれません。私の聞いたところ、例えばコロナ禍でなかなか外に出られなかった子どもたちがいると思います。幼稚園とか保育園とか小学校とか、なかなか遠足ができなかったときに、自然と触れ合うことができなかった子どもたちが、コロナ禍が終わって出たときに虫がいるとか、土があるとかいうことで、ちょっと

抵抗があるところもあった。そういったときに、子どもたちの感受性は大切にしなければいけないなというところもありまして、それを教えるのが大人たち。

大人たちが楽しんで「自然っていいんだよ」「気持ちいいんだよ」というところを見せることによって、子どもが自然にそれを感じてくれるというところも、区民の皆様からお声を聞いたところがあります。世代を超えたワークショップなりイベントなりを通じて、みどりの大切さを伝えていけたらと思っております。

中井会長

鈴木委員。

鈴木委員

ありがとうございます。学校に行きたくない、行きづらいというお子さんの場合でも、例えば地域の大根を抜いたりとか、柿もぎとか、そういったところには行きたいという方が結構いらっしゃるので、学校に行きづらいお子さんの居場所としても、みどりは大事だと思っております。そういった観点ではいかがでしょうか。

中井会長

担当課長。

中村みどり施策担当課長 1つエピソードというか、ご紹介したいのですけれども、小学校の副校長先生から聞いた話です。

この小学校はビオトープがあるのです。小学校の中で人気者の生徒さんは足が速かったり、元気よく声を上げたりするのですけれども、そうでない子もいる。委員おっしゃるように、教室に入れないとか、ちょっと心が疲れてしまったという子たちはどこにいるかという、ビオトープに集まってきたり、自然のところをいたりというのがあるのだと、副校長先生が言っているのです。なので、「ビオトープがあるというだけで安らぐんだよ」という話を聞いたことがあります。

委員おっしゃるように、いろいろな、多様な子どもたちについてもケアできるような、遊具、ボール遊び、校庭だけではなくて、自然とか生物とかに触れ合えるようなビオトープも必要になるのかなと思っておりますので、そういったところを重視しながら推進してまいりたいと思っております。

鈴木委員

最後、意見だけです。そういったことを子ども時代にしっかりと経験することができれば、次の世代を引っ張っていく子どもたちになれると思いますので、ぜひ取組のほう、よろしく願いいたします。

以上です。

中井会長 ありがとうございます。

続いてそね委員、お願いいたします。

そね委員 よろしくお願ひします。今パブコメ中ということですが、半分ぐらい過ぎたところでしょうか。どれぐらい意見が寄せられているかとか、あとは主にどんな意見があるのかということをお伺ひできますでしょうか。

中井会長 担当課長。

中村みどり施策担当課長 内容までまだ確認できていないですけれども、現在パブコメとしては6件あったところです。

そね委員 分かりました。もうちょっとあるといいかなと思いました。たくさん意見が寄せられるといいなと思っています。

この「みどりの基本計画」の期間ですけれども、2026年から2030年までの4年間と書かれています。今回の改定に至るまでは、2010年から26年と16年間かかっています。多分、大幅に改定されたと思うのですが、4年後もまたこのような改定になるのかということをお伺ひします。

中井会長 担当課長。

中村みどり施策担当課長 計画期間の話についてですけれども、まず前提としては、みどりというものを扱う以上、長期的な視野が必要になりますので、おおむね現在から20年後という視野を入れていますが、先ほど言いました令和12年はまちづくり方針とか、そういった他の計画との整合性を合わせるという意味で、12年と書かせていただいています。

12年になったらまた改定するのかというのは、そういったところまでは考えていません。また社会状況とか、そういった状況を見ながら、必要に応じて検討していきたいと思っております。

中井会長 そね委員。

そね委員 分かりました。ありがとうございます。

20年を見据えた計画になっているということで、社会状況に応じて見直しをするかどうかということでしょうか。理解しました。

緑被率、道路のみどりというところでちょっと意見があります。先ほども河川のみどりは東京都だったりするということですが、具体的に青梅街道、いつも思っているのですけれども、街路樹がすごく強剪定されているのです。木がかわいそうぐらいカットされている。あれ

をもう少し気をつけながら伸ばしていただければ、緑被率も多分上がるのでしょかということと、もうちょっと木陰をつくっていただきたい。歩きやすい道にすると言っているのです、ぜひそれをお願いしたいと思うのですけれども、東京都とどのような話合いとか、何かされていることがあればお伺いできますか。

中井会長 担当課長。

中村みどり施策担当課長 街路樹については、街路樹剪定マニュアルというものが今あります。道路を通行する安全性はもちろん考えなければいけませんので、建築限界とか、そういったところでの確保の必要性に迫られた剪定は必要になるのかなと思っております。

さらに、委員ご指摘のとおり、樹冠を大きくというところも見据えながらということもありますので、樹冠を大切にしながらも、さらに併せて安全性を守るような剪定方法も引き続き検討していきたいと思っております。

中井会長 そね委員。

そね委員 ぜひよろしくお願いします。

最後にします。多分この計画をつくるに当たって、いろいろなところで多くの意見を聞いて努力されたのだと思います。それ自体が周知になっていると思うのですけれども、これを周知して、ここにも書かれているのですが、区民一人一人がみどりを守るとか、増やすとか、そういうことを「じぶんごと」にしていこうというのが目標の中に入っていると思うのですけれども、これまでの区民の声を聞く、周知の取組とか、今後どのようにそれを図っていこうとしているのか、ぜひよろしくお願ひしますということで、最後にお伺いしたいと思ひます。

中井会長 担当課長

中村みどり施策担当課長 ご意見ありがとうございます。

まさしくこれをつくったら終わりではなくて、これをどう実現するかというところが大切なかなと思っております。

今回のものに関しては、区民としての協働で実施するというところも大きなポイントになっております。その中で、実際にこの改定をするときに、ワークショップを区民の皆さんと一緒にやらせていただきました。そのワークショップの中で、実際に参加したメンバー同士がチームを組

んで、主体的にみどりに関わっていこうというものが生まれました。そういった形でイベントとか、こういった基本計画を周知する中で、皆さんと一緒に、区民の皆さんが「じぶんごと」として捉えて、主体的に行動できるところも後押ししながら進めていければと思っております。

中井会長

ありがとうございました。

続いて小池委員、お願いします。

小池委員

よろしく申し上げます。まず、今回の改定は 16 年ぶりですけれども、区民との協働がみどりを増やすとか守ることに重要であるということで、今おっしゃられた「みどりの基本計画改定ワークショップ」であったりとか、「気候区民会議」から提案された取組も取り入れるなどしていただいて本当によかったなど、区民参加を重視した改定案であるということの評価したいと思います。

さらには、前回からここに至るまで、社会情勢は環境に関しても大きく変化していて、気候危機による気温上昇や、それに伴う人間の健康や生活への影響であったり、生物多様性への影響というもの、そしてそれらが引き起こす災害とか水害の発生など、本当に深刻なものがありますので、それらに対応するためのみどりやグリーンインフラの活用が、一人ひとりにとって本当に「じぶんごと」にしなければいけないということだと思います。

取組の内容のところ、今回、区民等の関わり方をそれぞれに入れていただいたところが大きな変化だと思っています。とても分かりやすくいいと思うのですが、それぞれ「年内に取り組みます」、「何々に取り組みます」という形で例が書いてあるのですけれども、例えば 63 ページだったら「環境に適した樹種を選定し、美しい樹形となるように適切に維持管理します」とか、あと公園のところだと花咲かせ隊のことが書いてあったりだとか、それに興味を持った区民がどう関わったらいいのかということが分かるような問合せ先一覧みたいなものを資料編に載せていただくといいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

中井会長

担当課長。

中村みどり施策担当課長

ありがとうございます。区民が実際に取り組むという行動に移すときにはどんなことが必要だろうかというときに、ご意見いただくように問合せ先も重要かと思っております。

それも必要ですけれども、まずはみどりの状況を知ってもらおう。そうしないと行動には移せないと思っておりますので、まずそういったみどりの状況を区のホームページやSNS等を使ってお知らせしながら、自分の住んでいる住まいの状況がどういうものかというところを確認した上で、これはできるかなということで取組を実施できればと思っております。

さらに、実際に取り組むとき、不安はつきものだと思いますので、そういった問合せ窓口だったり相談所だったり、身近に感じてもらえるような体制を築いていきたいと思っております。

中井会長
小池委員

小池委員。

既に区では落ち葉感謝祭だったりとか、みどりと関われるようないろいろなイベントをたくさん行っているんで、将来的にはそういったみどりのポータルサイトみたいなものができるとうすばらしいのではないかと考えています。

緑化助成金ですとか、水害対策で雨水浸透ますとか、そういった助成事業もたくさん行っていますし、今後、屋敷林の剪定士の改修などに助成もついたりとか、補助も拡充していくと思いますので、そういったことも区民が知れるような周知をぜひ行っていただきたいと思います。

先ほど樹木、高木の話なども出たのですが、将来像のところ「協働により実現するみどりのイメージ」、78 ページだと「公園のみどり」でも「大きな木があることで、木陰で人や野鳥が休憩できます」とあります。本当に気温上昇が深刻で、大きな木があると、低木とか中木等、木陰が少ない公園と全然涼しさが違うということも、私たちは感じていると思います。

今回も前回の緑被率を区は使っていますけれども、土地の面積に対して樹木の枝葉で覆われた樹冠の占める割合を示す樹冠被覆率というものが、世界的にはもうそういう潮流になっているわけですね。樹冠被覆率の場合は、日射の抑制とかストレス緩和とか、景観の改善、防災など、量もそうですけれども、質の面での緑被率との違いが多くあります。道路が樹冠で覆われていると路面温度が 20 度下がるという調査結果もあり、世界的に有名な医学雑誌の「ランセット」では、樹冠被覆率を 30%まで増やすと、暑さに起因する死者数を約 40%減らすことができるという研

究論文も出ています。雨水流出抑制の観点からも、樹冠が雨を受け止めて、幹や土壌にゆっくり流していくという効果もあります。

杉並区としても、量だけでなく、質を重視する取組として樹冠被覆率を新たな指標として採用し、目標を持って取り組んでいただきたいと思います。現状はどのようなお考えでしょうか。

中井会長 担当課長。

中村みどり施策担当課長 樹冠被覆率についてですけれども、委員おっしゃるような話題というのは認識しております。東京都とも樹冠被覆率について、意見交換をしました。その中で、まだ樹冠被覆率自体の測定方法が統一的に確立してないところもありまして、今回は指標のほうには見送らせていただきましたけれども、委員おっしゃるように遮熱対策にも、影を落とすというところでは分かりやすい指標でもあります。そういったところも注視しながら、今後の研究の動向を注視していけたらと思っております。

中井会長 小池委員。

小池委員 ぜひよろしくをお願いします。気象庁の先日発表した3か月予報で、5月にも真夏日になる可能性があるということも出ています。

そして、グリーンインフラの活用推進が新たな柱として位置づけられています。杉並区は2024年5月から「流域治水を核とした復興を起点とする持続社会」地域共創拠点で連携協定を結んでいて、この間もGISであったりとか、様々な連携を行っていると思います。「みどりの基本計画」が改定されて、来年以降、この連携協定をどのように活用して、拡充して取り組んでいこうと考えているか伺います。

中井会長 担当課長。

中村みどり施策担当課長 共創拠点、熊本県立大学の島谷先生をチームリーダーとしたチームですけれども、関東の大学にも多数あります。そういった大学の先生と協力して、先ほど言いました学校の授業とか、そういったところに大学の先生と一緒に出向いてやったり、あとは専門性が必要となる雨庭とかグリーンインフラの効果を測定するところは、いまだ研究段階ではありますけれども、大学の先生の知見を基に杉並区の中でもやっていくというがあるので、そういったところで推進していきたいと思っております。

中井会長 小池委員。

小池委員

学校との連携、先ほど他の委員からも出ましたけれども、非常に重要だと思っていて、杉並区で小中学生環境サミットも長年続けていますし、それから5年ごとに実施されている自然環境調査、昨年は初めて報告会も行われました。そして善福寺川「水鳥の棲む水辺」創出事業も小中学生が多く関わっていると思います。

そうした小中学生とか学校とか地域が、みどりの保全とかグリーンインフラを考えて関わるという土壌が本当に杉並区にはあると感じていますので、今後は区の側で、都市整備とか温暖化対策とかいう課が分かれていますけれども、そこを教育と連携してぜひ進めていっていただきたいと思います。

先ほど学校でも分かりやすいような周知をとというのがあったのですが、前回の計画のときには、かなり「なみすけ」が前面に押し出されていたと思います。今回はそういった形がなかったのも、小中学校には「なみすけ」とかがいるようなリーフレットみたいなものができるといいのではないかと思います。

もう1点質問で、公有地のみどりを増やしていくことが本当に重要ですが、民有地のみどりが杉並も多いわけですね。緑被率だと、公有地3割、民有地7割となっています。おとし発表された樹冠被覆率の減少の調査で、杉並区は23区で一番減少率が高かったわけですが、宅地開発によってみどりが失われていると。土地利用で見た場合は、緑被率を増やすために最も割合が高いところは、民有地の緑地面積の増だと思っています。

この間、土地価格や家賃上昇が止まらない中で、少しでも部屋数を多くしたりとか、広くしたりとかすることが優先になってしまっているかと思っています。基本計画では、先ほどおっしゃった緑化指導を行っていくということだったので、例えば、まちづくり条例の中で、対象となる開発行為の規模を小さくしたりとか、駐車場設置に含めるとか、開発調整の基準に緑化とか雨水流出抑制も含めたりなど、「みどりの基本計画」と連動して、こうした条例変更をしていくことも、効果的にみどりを増やすために必要ではないかと考えていますが、区はどのように考えていますか。

中井会長

担当課長。

中村みどり施策担当課長 条例の改定に関しては、総合的にそういった状況も見ながら、検討は慎重にしていけないといけないと思っております。ただ、中でもできることというのはあると思います。先ほど委員おっしゃいました駐車場の緑化は雨水流出抑制とかにも寄与しますし、みどりの量を増やすということにも寄与するところもあります。そういった支援制度が東京都のほうにもメニューとしてありますので、そういったところを活用しながら進めていければと思います。これからも推進していきたいと思っております。

中井会長 小池委員、あと、長くなったので。

小池委員 あと1問だけ。前回の基本計画では地域別の取組が明記されていたのですが、今回はそういった構成にはなっていません。ただ、杉並区も、皆さんご存じのとおり農地が多い井草とか高井戸地域ですとか、農地が少ない高円寺だと、緑被率の面積が全く違う感じがあるわけです。もちろんそういった農地が多いところとか、草地、緑被率が多いところと少ないところで、いろいろな関わり方も変わってくると思います。

そうした地域ごとの特徴とか課題を地域住民が知ることによって、例えば高円寺だったらみどりが少ないから、自分たちが家で何ができるだろう、学校で何ができるだろう、公園で何ができるだろうということを考えるきっかけにもなると思います。区民参加の取組を促すときにも、地域別に様々な周知を行っていただきたいと思いますが、いかがですか。

中井会長 担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 今回、基本計画の中では地域別の項目は用意していません。シーン別として住宅街だったり、公園だったりというところで、イメージしやすいようなしつらえにしております。

委員おっしゃるように、地域それぞれの課題の見える化、可視化というのは大切だと思います。そういったところは区の公式ホームページの中で、ダッシュボードという形で、データを見やすく、分かりやすくするサイトもありますので、その中で地域別にどんな状況なのかというところを情報提供しながら、区民と一緒に議論しながら進めていければと思います。

中井会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

河島委員、どうぞ。

河島委員

この部屋、残響が強くて聞き取りにくいので、ゆっくりしゃべったほうがいいかなと思うので、そういうふうにします。

大変頑張ってつくられたということは評価したいと思うのですが、幾つか気づいたところがあるので、3点ぐらいご質問させていただきたいと思います。

まず31ページ。先ほどもちらちらと出ていましたけれども、計画期間との関係がどうなっているのかという当たりが気になる部分です。31ページの緑被率で、従前21.99%から24.7%に引き上げていく。それを目標年次としては4年後ということですが、現状どんなふうになっているかというところを見ると、少し前のページ、緑被率の推移が15ページに出ていて、2007年から21%台の中で行ったり来たりしていると。

緑被率をアップするというのは、今の時代、非常に大変なことだというのは実感としても分かるし、このデータを見てもそうです。ところが、今回の目標としてあっさり3%近く、このわずか5年で引き上げるという計画になっているのですが、今まで10数年頑張ってきたものを引き上げる何か特段の戦略、手立てがないと、これを達成するのは至難の業ではないかと思うので、そういうものがあるのかどうか。

先ほど「どういう手立てがありますか」という質問に対して、緑化指導の話であるとか、公園を増やしていくということを挙げておられましたけれども、それはこれまで10年、20年、ずっとやってきたことではないか。なのに、こういう状態があって、アップがなかなか難しいわけです。ところが、5年で3%近く上げられるその秘策は何かということをお聞かせいただかないと、これは単に元気よく書いているだけではないかと思えるところがありますので、その説明をお願いしたい。

それから他の計画との関係、マスタープランとの関係だとか実行計画・総合計画との関係で、目標年次を令和12年度に示して、そこで24.7%に持って行ってしまふ。長期的、将来的には、緑被率25%を目指す。これは何かおかしな表現かなと。普通は将来的に高い目標設定をして、それには容易にたどり着けないから、その中間的な目標を定めるときにこういう言い方をすると。将来的にあと0.3%増やすことが将来の目

標ですかと。これは言葉の整理をしないと、悪い言い方をすると、書いていること全体がインチキくさいという感じすらするのですよ。だから、ここら辺はもうちょっと工夫が必要かな。と同時に、さっきの秘策は何がということをお教えしてもらえたらいいかなと。

それから、34 ページに指標として「グリーンインフラを知っている区民の割合」というのが掲げられていますけれども、これはグリーンインフラのどういうことを知っているかということなのではないでしょうか。それとも、グリーンインフラの言葉を聞いたことがあるかという意味で書いたのでしょうか。

言葉ということであれば、グリーンインフラは国でも使っている言葉だし、環境のことを語る時に今いろいろなところで言われますから、だんだん人の耳に触れることは多くなると思います。杉並区が頑張ってグリーンインフラについて非常に重視しながら、それを環境全体のために役立てていくのだということを知っているかどうかだったら意味があると思うけれども、「グリーンインフラを知っている区民の割合」とは何だろうなと思いました。

その指標として使うのは、上昇すればいいと。これも乱暴だなと。今知っている区民の割合は何%ですかと。これはどこにも書いてないのです。普通は指標というのだったら、後で評価することができるものを提示しますから、現状で何%ですが、目標年次の12年度には何%にしますとか、少なくとも今よりも増やしますとか、そういう話にならないと評価のしようもないですよ。だから、この上昇という目標の立て方が、こういう指標として使うことが妥当なのかどうかということもここでは疑問です。

ですから、ここでの質問は「グリーンインフラを知っているか」という意味は、グリーンインフラのどういうことを知っているかということをお考えなのかということと、上昇という指標の設定の仕方はこれでいいのですかという、この2点です。

それから、同じくグリーンインフラに関して、55 ページに「健全な水循環の促進」を拡充していくのですということ、大事なことだと思います。これについて思い浮かべるのは、2年ぐらい前に善福寺川の治水の関係で、環八の下に調節池を造って洪水被害を防ごうと。あのときに

このグリーンインフラという言葉が随分使われていました。

その都市計画案に対して反対する方々は、「グリーンインフラを充実すれば、そんな大工事をしなくても対応できるんじゃないか」という意見なども出しておられた。ただ、それは実際には非常に無理な話というか、グリーンインフラは大地の雨水貯留機能を高めて流出率を下げることはそんなに簡単にできないし、民地をどうするのかということをやらなければいけないから、そこで出ていたのは河川自体の改修で 50 ミリ対応までやっていきます。そして全体としては、ゲリラ豪雨や何かが多くなった現代においては 50 ミリ対応だけでは洪水を防げないから、75 ミリ対応を目標にしていきます。そうすると、あと 25 ミリどういう対策でアップしますかというときに、調節池を造って、そのうちの 15 ミリに対応しますと。

もう都市計画が決まって、今、前に進めようとしておられると思いますけれども、環八地下の調節池などを造ることによって 65 まで行く。ただ、それでは最近頻発しているゲリラ豪雨、特別なときには時間 100 ミリにもなりそうな大雨には対処できないということで、あと 10 ミリは流域対策でやっていきたいと思います。

善福寺川の流域でもあと 10 ミリ頑張らなくてやらないと、20 年に一度起きるかもしれないような大雨のときに水があふれてしまいますよと。だから、みんなで頑張らなくて流域の雨水貯留機能を高めて、残りの 10 ミリ分だけアップしましょうと。これで全てではないと思いますけれども、その多くを担うのがこういったグリーンインフラだと思います。それが本当にこんな書き方、こんな計画の表現で頑張らなくてやれているのかなと。

グリーンインフラを公共施設と民間所有地の両方でやっていかないといけないわけですがけれども、左のページには公共施設でのグリーンインフラの話がある。「健全な水循環の促進」のほうでは、それらも含めて、雨水貯留施設を民間施設などにも広げていくことでそういう機能を高めたいこうということですがけれども、本当にこれで大丈夫ですか。

10 ミリ分の流域対策を本気でやるためにどういうことをしなければいけないかということをお考えになって、こういう対策で何ミリ分ぐらいアップが見込まれるから、公共施設と併せれば 10 ミリに達するのだという見通しを持っておやりになっているのか。そこが大変疑問です。

都市計画を決めるときに、都からの意見照会でこういう案でいいですか。都計審で議論して、いろいろな議論がありましたけれども、最後、附帯意見をつけて、都計審としてはそういう洪水対策をやっていくことが必要だと判断すると。それを受けて、区長さんは都に意見照会に対する回答を行った。その回答の中でも、グリーンインフラに関して全力を挙げてやっていきますということを書いておられるのですよ。それを覚えていらっしゃいますか。

総合的な治水対策を進めるに当たって、区内部においても都市整備部、環境部などの関係所管が連携し、全力を尽くしていきますと。区長さんのお立場からすると、当然そうでしょうね。それを具体的に示していくのがこういう基本計画の中で求められることではないかと思うのだけれども、ちょっと迫力に欠けるなど。本気で流域対策にみどりの立場から貢献しようとしているのかという辺りについて大丈夫かなと思いますので、質問させていただきます。

中井会長 幾つかご質問ありましたので、担当からお答えいただければと思います。

中村みどり施策担当課長 まず1つ目は、緑被率をアップするための秘策は何かあるのかといったところかなと思います。

秘策として、先ほどご説明させていただいたことと重複するところもあると思うのですが、公園とか、用地としての取得であったり、あと今ある既存の公園の中でも木陰を創出するような補植、木を新たに植えることもあります。もちろん今ある木をちゃんと維持管理して、樹冠を保つというところも必要になると思っております。

そういったところで、例えば公園の用地ということで考えますと、今現在、都市公園として指定されているのが170ヘクタールぐらいあります。供用済みだと106ヘクタールぐらいあって、まだ未供用の部分は70ヘクタールぐらいあります。そういったところは国とか都と連携しながら、要望させていただきながら、公園の面積を増やしていくといった取組も進めていければと思っております。

次に「グリーンインフラを知っている区民の割合」はどのような内容なのかといったところで、言葉だけなのか、グリーンインフラの内容も含めてなのかといったことだと思います。記載させていただいた中では、

現在「グリーンインフラを知っている区民の割合」の数値データは持ち合わせていないので、令和8年度に実施する杉並区区民意向調査の中で調査をして、数値を明確にしていきたいと。その数値からの上昇。

グリーンインフラを進めていく上で、知っておかないと行動にも移せませんので、まずは知っている。区民意向調査の中でも、言葉だけ知っているのか、それとも内容も知っているのか、あとは全く知らないのかという段階をつけての調査になると思いますので、そういったところで確認をしていきたいと思っております。

あとは、委員ご指摘の治水とかの関係での健全な水循環の促進について、こういう明記だけで実際にできるのかといったところです。グリーンインフラに関しては流域治水としての効果がありますけれども、現在の調節池とか河川整備による治水対策に加えまして、計画の対策量を上回るようなときのための、万が一の備えとしてのグリーンインフラとしての効果を発揮するように進めていくというところでの位置づけになっておりますので、グリーンインフラと両輪で進めていく治水対策という形で考えております。

河島委員

24.7%の緑被率を目標とするときに、こういうことで何%、こういうことで何%という内訳みたいなものは、何もつくっておられないということでしょうか。

中井会長

担当部長、どうぞ。

三浦土木担当部長

緑被率の目安といたしますか、こちらに例えば1%引き上げるのにこれだけの量が必要だということを、今回記載させていただいております。区としましては、公共用地ですとか屋敷林といったものが数値としては大きいものですので、特に屋敷林については、ここ数年で減少しているということが大きい数値として出ておりますので、そちらのほうを保全していくというところを、支援策を今後検討して、確かに委員おっしゃるように、緑被率25%はここ数年を踏まえても厳しいのではないかとというご意見は、そのとおりだと思います。

緑被率については、当初この計画を策定したときから掲げている数値でありますし、また25%となるの数値は以前の杉並区の風景といたしますか、こういうみどりがあるところが杉並区だったのだという数値でもあります。我々、区として、将来25%の絵を描きながらこの計画を示して、

取り組んでいきたいという思いもありまして、指標として定めさせていただきます。

河島委員

最後、要望だけ。

中井会長

一言。

河島委員

基本計画なので、できるだけ根拠みたいなものは、作成された責任という意味でちゃんと持つべきだと思います。まだ、すぐ決定というわけではなくて、パブコメを集計して、その上で最後どうまとめるかということをやられるわけですから、そこではよく考えたほうがいいと思います。強く要望しておきたいと思います。

中井会長

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

二見委員、どうぞ。

二見委員

二見と申します。私は町会を代表しているわけではないですけれども、町会長をしております。どこの町会もそうですけれども、防犯パトロールであるとか清掃活動をして、町会の中を隅々まで歩いているというところとちょっとあれですけれども、歩いているわけです。

そこで感じますのは、98 ページにもありますけれども、用途別の指定状況の中で住居系が 85%、そこが民有地とは限らないですけれども、ほとんどが住宅地です。その環境が、急速にと表現してよろしいと思うのですけれども、変わってきている。

これは社会の仕組みといいますか、構造といいたいでしょうか、社会状況といいたいでしょうか、1つは代替わりしますと相続になります。相続になると、そのままそっくり次の代の方が相続するケースは非常に少なくなっているように見えます。ということは、1つの住宅の敷地が2分の1、3分の1あるいは4分の1になっているのが現実だと思います。

正直、そうなったところでも植栽は必要だということになっているのですが、実際には当初植栽をされたとしても、植物が育つような環境にはなっていないというところが多く見られます。そうすると民有地は、屋敷林であるとか生産緑地も含めて、相続が発生すると減少するというのが現実だと思うのです。

一般の民有地でも、私の若い頃というところとあれですけれども、庭つきの一戸建てというのが普通で、敷地の半分は庭という時代がありましたが、今、庭つきの新築の家はほとんどありません。ちょっと前まではカー

ポートつきの家が多かったですけれども、今はカーポートすらないような、ということは垣根がほとんどなくなっているといいますか、そんな現状です。これはとりもなおさず、今まであった植栽がなくなるということですから、これを繰り返していくと数世代先には、民有地の中に3メートルを超えるような樹木がほとんどなくなってしまうというような現状だと思います。

本気でこの「みどりの基本計画」を実現しようとするとなると、抜本的な社会構造を変えない限りは、民有地からみどりがなくなってしまうという現状だと思いますので、ぜひこの辺をお考えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

中井会長 ご意見ということでよろしいでしょうか。

二見委員 はい。

中井会長 ほかはよろしゅうございますか。

浅井委員、どうぞ。

浅井委員 それでは、他の委員のお話と重複する部分もあるかもしれませんが、ご容赦いただきながら、4点ほど少し聞かせてもらおうと思います。

まず1点目ですけれども、昨日、環境清掃審議会が確か開かれていて、この計画案についての意見や何かをお聞きになっていると思います。どのような話が出たのか、教えていただければと思います。

河島委員 会長が今用事で出ますので、私が議長を代理でさせていただきます。

担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 基本的にいろいろなご意見を頂きましたけれども、樹冠被覆率の話や、あとは地域特性の話で、どのように表現していくのかという話もありましたが、おおむね異論なしという結論を頂いております。

河島委員 浅井委員。

浅井委員 ありがとうございます。特に問題なく、厳しいお話はなかったと。

この間、私は予算委員会で少し細かい、厳しいお話をさせていただいていますので、その内容も比較的重複しないようにお話をしたいと思います。

20年後の区内のみどりがどうなるかということ、区としてはどう考えられているのかと思いますが、どうですか。

河島委員 担当課長。

中村みどり施策担当課長 将来像にもお示しさせていただきました「みどりが暮らしの中に息づくまち」ということで、暮らしの中にみどりがあり、そのみどりの機能もさらに活用できるようなまちを目指しております。

河島委員 浅井委員、どうぞ。

浅井委員 この計画というのは、先ほどもお話がいろいろ出ていたと思いますけれども、みどりのまちづくりをどうしていくかということをもとめて、区として今後どうしていくかという計画だろうと思っています。今のお話で、言葉が悪いかもしれないですけども、格好いい言葉を言ってもみどりは残らないし、増えないと思います。

先ほども話が出ていましたけれども、私は 20 年後と言わないで、今回の計画はもっと短期ですが、区内のみどりの量でいえば現状維持でも厳しいだろうと見ています。それについていかがですか。

中井会長 担当課長。

中村みどり施策担当課長 委員おっしゃるように現状を考えると、先ほど委員からご意見を頂きましたけれども、まとまったみどり、屋敷林だったり農地だったりといったところで相続が発生すると細分化されてしまうという現状は、区としても認識しているところです。

そういったところを守っていくという視点でも、国や都、区でも様々な制度がありますので、相続が発生する前、細分化される前に所有者様に寄り添って、どういう形で残せるのかといったところを話し合いながら、所有者様の実情も踏まえながら、問題解決、課題解決を図っていきたいと思っております。

中井会長 浅井委員。

浅井委員 19 ページに「課題の整理と改定の視点」ということでまとめられていて、図が描かれていますけれども、ここでいう屋敷林というのはどういうものを指しているのですか。

中井会長 担当課長。

中村みどり施策担当課長 屋敷林は宅地と畑と樹林地が混在しているような土地で、30 本以上の高木がある、そういった1つのまとまった土地を屋敷林として考えています。

中井会長 浅井委員。

浅井委員

そうなのですね。でも、私は分けるべきだと思います。

条例でいう高木 30 本以上、300 平方メートル以上のところを屋敷林と指定をしたりしています。そうではなくて、杉並区でみどりのまちづくりを考える上では、昔からの武蔵野の屋敷林をどう残していくのかということを中心に考えていかないといけないだろうと思っています。その辺のところは指摘をさせていただきたいと思っています。

それから、31 ページ。先ほども話が出ていましたけれども、緑被率の話で、例えば下の表にありますが、緑被率を杉並区内で 1%アップさせるためには 34 ヘクタールの全くみどりで覆われた土地を生んでいくという話で、そのものをどうつくり出していくのかというのはものすごく厳しい話で、先ほども言ったように現状維持でも厳しいと思っています。それを 3%増やすといたら大変な話で、ここにも出ていますけれども、区内の中で 92 ヘクタールの平面的に全くみどりで覆われたところを確保するということですから、専門家と言うとこれは笑ってしまう話だなと思っています。

それから、将来のみどり、先ほどもちょっと話が出ていましたけれども、現状というか前から民有が 7 で、公が 3 という構成で大体来ていると思います。区としては今後、その割合がどうなると思われていますか。

中井会長

担当課長。

中村みどり施策担当課長 今後、将来、不確かな部分もあるかもしれませんが、住宅都市というのは変わらないのかなと考えております。その中で、急激にその割合が変化するとは考えていませんので、住宅都市のほうが比較的大きいというようなものが将来的に続くかなと考えています。

中井会長

浅井委員。

浅井委員

ちょっとよく分からないけれども。

私の地元のほうでは武蔵野の屋敷林が Z E B になったり、先ほども話が出ていましたけれども、みどり豊かな大邸宅が相続でなくなって、普通のおうちが例えば 10 軒できたと。そういうところでみどりはほぼ減るので、増えるということはないと思います。みどり色に塗ったら増えるかもしれないけれども、それは緑被率というものとは全く違う話です。ですから、先ほども言いましたけれども、現状維持でも厳しいだろうという話です。

いろいろありますけれども、この計画ができればそれでいいということではなくて、先ほどお話をされていた他の委員もいらっしまったと思いますが、いかに事業計画に落とし込んでいくかというのが一番大事だと思います。

要するに、どういうことかと言えば、公園にしる何にしる、増やしていくとすればお金がかかるわけです。ですから、杉並区でいえば杉並区の実行計画に、これだけお金を張ってそれで公園を造る、ここの土地が出たからそれを買うでは、多分 34 ヘクタールですら確保できないと思っています。さっきも言ったように、格好いい言葉がいっぱい出ていますけれども、そんなものでは無理だろうなど。

最後にば一っと見させていただいて、印象をお話ししますけれども、プロがまとめた計画としては、みどりを保全し増やす力が弱いと思います。

以上です。

中井会長
浅井委員
中井会長
田中委員

ご意見ということによろしいですか。

はい。

田中委員、どうぞ。

杉並消防署の田中です。消防ケースとちょっと関係ないことでお話しさせていただきますが、環境に関心があるものですから。

私は杉並区内の公舎に住んでいますけれども、実際は練馬区で、住んでいる実感として、委員の皆さんがおっしゃっているように、周りの敷地の農地あるいはいわゆる屋敷林は間違いなく減っていています。

私は今の消防署の署長、2 署目ですけれども、前は北多摩西部消防署の署長をやっていました。東大和市でさせていただきました。その都市計画審議会にも出ていましたけれども、この資料の 123 ページに「みどりの変遷」という、明治から昭和初期、昭和後期と、みどりの減り方が出ていますけれども、実際にどこの自治体に行っても間違いなくみどりは減っています。

私が光が丘消防署で警防課長をやっているときには、各消防団の幹部の皆さんは農家の方が多くて、相続のときに何億という相続税が払えないから売るので。そうすると宅地メーカーが買って、それを多分サラリーマンが買いやすい 30 坪ぐらいの土地に区割りして売っていると。ど

んどん敷地が減っていく、間違いなく緑地が減っていくことは多分現実なのかなど。今、浅井委員がおっしゃっていましたが、本当にこれ厳しい現実だなと私も認識しています。この資料を見ますと、149 ページに屋敷林は 35 年で半減、あと農地もその次の 151 ページで 100 ヘクタールから 49 ヘクタールに半減ということで、これが現実ですよ。

その後、杉並区の行政の皆さんは本当によくまとめていらっしゃる、いろいろな税制の問題の対応であったりとか、保全制度の活用あるいはマンパワーの活用とか、いろいろ書いてあるのですが、実際問題、人口がどんどん減っていく中でマンパワーをどう確保してやっていくのかとか、実際には本当に難しいのかなと感じています。具体的に今後、書いた計画をどう実現化していくのかというのが本当に大事なので、そこら辺のことで何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

中井会長 担当課長、どうぞ。

中村みどり施策担当課長 ご指摘ありがとうございます。まさしく厳しい状況であることは認識しております。その中で取組を 27 挙げさせていただきましたけれども、それを具体的に実行するためにも、区の実行計画に落とし込みながら、あと区民のボランティアの方々と一緒になって、この計画を進めていけるように努力してまいりたいと思っております。

中井会長 よろしいでしょうか。

井口委員、どうぞ。

井口委員 よろしく申し上げます。先日の第 1 回定例会の一般質問でもこの件結構質問をしたので、再度この場で言わなくてもいいかなと思っていたのですが、皆様のご意見を聞いていたので、少しだけ意見をさせていただきます。

まず、別紙 1 のほうで、一番最初に「改定の考え方」ということで、「改定の視点」が 4 つあります。そのうち、1 つ目が受け継がれたみどりを守っていくと。これは屋敷林の話でありまして、3 つ目がグリーンインフラの活用です。この辺りは、私がこれまでもずっと申し上げてきたことと重なっています。

まず屋敷林についてですけれども、先ほどほかの委員からもお話ありましたが、相続によってどんどん失われていく。それは誰もが分かって

いることとなります。相続が起きたら、正直、みどりをまず守っていかなければというよりも、相続問題で皆さんとても大変になりますから、そこでみどりどころではなくなるのですね。気づいたときには手放されて、みどりはなくなり、戸建ての住宅が建ったりというのが現状だと思いますし、皆さん地元で目にしている光景だと思います。

なので、こういうふうに屋敷林が減っているであったり、みどりが減っているという数字を示されて、危機感をしっかり共有していくことは非常に大事であるし、今回の計画についても一生懸命考えられたものだとして一定評価するところではあるのですけれども、気持ちだけではどうにもならない部分というのは、今の時代は強くあると思います。その中で、一定の規制というものも今後考えていかなければいけないのではないかとというのが私の意見です。

先日もお話ししましたがけれども、例えば大田区の田園調布では最低敷地面積規制というものがかなり長く、昔から導入されていまして、今も田園都市の風景がしっかり守られている場所。杉並区でも大田黒公園の周辺であったり、放射5号線の辺りはそのような規制が導入されていますので、そういうものを今後区内でもう少し拡大していく。もちろん所有者の方の財産権に関わる問題ですので、慎重に進めるべきとは思いますが、杉並区として本気で屋敷林を守りたいのであれば、一定検討が必要ではないかということ意見を申し上げます。

また屋敷林、樹林地のグリーンインフラに話に移りますけれども、そういった屋敷林の水の浸透能力については、1時間当たり約60ミリという答弁が以前ありました。透水性舗装の約3倍ものグリーンインフラとしての効果があるということでしたので、屋敷林は区としてちゃんと残していかなければいけないです。

このグリーンインフラについてですけれども、先ほどほかの委員からもありましたが、これを計画として定めるのであれば、この取組をすることでどの程度の雨量があったときということ想定して、さらにどの程度の流出抑制であったり浸水防止の効果を見込んでいるのか。そういう数値ですよ。あと達成目標をどう設定して、一番難しいのは、その効果の検証をどうやって行うのかという細かいところまでしっかりと詰めて示すべきであると以前から言っていますけれども、再度この場で

申し入れておきます。

あとは農地についてということもいろいろ書かれていたのですが、農業をされている皆さんと区の間、もちろん今、様々な施策をされているとは思いますが、こうやって理想を語るだけではなくて、農地であったり地主さんであったり、皆さんそうですが、実際にその土地を守らなければいけない人たちのお立場であったりお考えにしっかり行政としてコミットしていかなければ、みどりというものはどんどん減っていってしまうのではないかと、このことを申し上げておきます。

以上でございます。

中井会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

最初に申し上げましたように、特に審議会として取りまとめるということは、今日はいたしませんけれども、大きく分けて、つくった後どうやって実行していくのかという話。それから、もう1つは、計画の図書として表現をもう少し改めてはどうかというような、大きくその2つぐらゐの話があったのかなと思います。

まだパブリックコメントの途中ということですし、本審議会としては報告事項として委員の皆さんの意見を聞いているということでございますので、事務局としてそれを受け止めて、今後の最終に向けた改定調整の中に可能な限り反映をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれ1件ですので、以上で本日の議題は全て終了でございます。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いしたいと思います。

石森管理課長

会長、ありがとうございます。

本日は貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

今月末をもちまして、学識経験者委員及び区民委員の皆様は任期満了となります。2年間ご審議及びご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

事務局からは以上になります。

中井会長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了でございます。

これで第211回杉並区都市計画審議会を閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。

(午前11時27分 閉会)

— 了 —